

諮問番号：平成29年度諮問第12号

答申番号：平成30年度答申第2号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市長が審査請求人に対して行ったこども医療費受給者資格の更新申請(以下「本件申請」という。)を却下する処分(以下「本件処分」という。)についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきであるとの審査庁広島市長(以下「審査庁」という。)の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 こども医療費受給者資格が非該当になると、審査請求人の子どもの医療費が掛かるため、困ることになる。
- 2 審査請求人は、平成24年10月から平成28年1月中旬まで海外に駐在していたため、平成27年度は市民税が掛かっていなかった。このため、審査請求人の平成28年度の所得額も多かったのである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件条例その他関係法令等の内容

##### ア 本件条例の規定

- (7) 広島市こども医療費補助条例(昭和48年広島市条例第102号。以下「本件条例」という。)第2条第1号は、「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう旨規定している。
- (4) 本件条例第2条第4号は、「保護者」とは、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者)等をいう旨規定している。
- (9) 本件条例第3条第1項は、本件条例による医療費の補助を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する子どもの保護者であって、同項各号(第1号及び第2号)のいずれかに該当するものとする旨規定し、当該各号は、それぞれ次の者を掲げている。

- a 第1号 その監護する子どもが15歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年(当該子どもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、前々年)の所得(規則の定めるところにより算出した所得をいう。)が制限額未満である者
  - b 第2号 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めた者
- (イ) 本件条例第3条第2項は、同条第1項第1号に規定する制限額は、同条第2項第1号及び第2号に掲げる者(以下「被扶養者」という。)がないときは532万円とし、被扶養者があるときは532万円に当該被扶養者1人につき38万円(同項第1号に掲げる者が同条第1項第1号の所得において所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額とする旨規定し、当該各号は、それぞれ次の者を掲げている。
- a 第1号 保護者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)
  - b 第2号 保護者の扶養親族等でない者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)で、当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したもの
- イ 本件規則の規定
- (7) 広島市子ども医療費補助条例施行規則(昭和48年広島市規則第103号。以下「本件規則」という。)第2条は、本件条例第3条第1項第1号等に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定している。
  - (4) 本件規則第3条第1項は、本件条例第3条第1項第1号等に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額等の合計額から8万円を控除した額とする旨規定している。
  - (8) 本件規則第3条第2項は、同条第1項に規定する市町村民税につき、同条第2項各号(第1号から第4号まで)に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同条第1項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする旨規定し、当該各号は、それぞれ次のとおり掲げている。
    - a 第1号 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
    - b 第2号 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特

別障害者である場合には、40万円)

c 第3号 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 27万円  
(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)

d 第4号 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 27万円

(2) 審査請求人の所得が制限額未満であるかについて

ア 審査請求人の所得で判断すること

(7) 審査請求人は、こども医療費の受給者資格が非該当になると子どもの医療費が掛かるため困ることになると主張し、また、審査請求人が以前海外に滞在し平成27年度は市民税が賦課されていなかったため平成28年度の所得が多かったとも主張している。

(4) 審査請求人の主張は、その所得が制限額未満であるかということとは別に、こども医療費の受給者資格を認めるよう求めるものようである。

(7) この点、本件条例第3条第1項の規定からすれば、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情がある場合以外は、所得が制限額未満であるかによって、こども医療費の受給者資格の該当性を判断すべきものである。この特別の事情は、災害やこれに類する事柄により医療費負担能力が低下した場合をいうものと解される。

(4) しかしながら、市民税が賦課されなかったため所得が多かった旨の主張からは、審査請求人が災害やこれに類する事柄により医療費負担能力が低下した場合に該当すると認めることはできない。

(4) したがって、本件審査請求の審理においては、審査請求人の所得が制限額未満であるかを検討の上、判断することとする。

イ 審査請求人の所得に係る制限額

(7) 本件条例第3条第2項は、被扶養者がいないときの制限額を532万円とし、被扶養者があるときのそれを532万円に当該被扶養者1人につき38万円を加算した額とする旨規定している。これによると、被扶養者が3人である場合の制限額は、646万円である。

(4) 本件申請に係る子どもは、平成○年○月○日生まれであり、1月1日から6月1日までの間に出生した場合に当たらないため、本件条例第3条第1項第1号の規定により、制限額未満であるか否かの判断の対象となる所得は、各年の前年の所得となる。また、審査請求人の被扶養者の人数は、3人である。

(7) したがって、本件申請における審査請求人の所得に係る制限額は、平成28年の所得について646万円となる。

ウ 審査請求人の所得

(7) 審査請求人の平成28年の所得は、○円である。

(4) (7)の所得から控除する額は、本件規則第3条第1項に規定する8万円のみであ

る。

(ウ) (イ)の所得から(イ)の額を控除すると、〇円となる。

#### エ まとめ

以上のとおり、審査請求人については、所得が制限額未満ではないことから、こども医療費受給者資格を非該当とした本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

### 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

### 第5 調査審議の経過

平成30年 3月14日 審査庁から諮問書を受領

平成30年 4月 9日 第1回合議体会議 調査審議

平成30年 5月14日 第2回合議体会議 調査審議

### 第6 審査会の判断の理由

#### 1 審査請求人の所得が制限額未満であるかについて

- (1) 本件申請において、本件条例第3条第1項第1号の規定により審査請求人の平成28年の所得が制限額未満である場合、こども医療費の受給者資格を満たすところ、当該制限額は、審理員意見書のとおり646万円であることが認められる。
- (2) 一方、本件申請における審査請求人の所得は、審理員意見書のとおり〇円であると認められる。
- (3) したがって、本件申請において、(2)の審査請求人の所得は、(1)の制限額未満であるとは認められない。

#### 2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、海外に駐在し平成27年度は市民税が賦課されていなかったため平成28年度の所得が多かった旨主張しており、所得が制限額未満であるかということとは別に、こども医療費の受給者資格を認めるよう求めたものとも考えられる。
- (2) この点、本件条例第3条第1項第2号に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受ける等特別の事情がある場合には、こども医療費の受給者資格に該当することとなる。しかし、この特別の事情がある場合とは、災害やこれに類する事柄により医療費負担能力が著しく低下した場合と解されるところ、市民税が賦課されず所得が多かった旨の主張からは、特別の事情がある場合に該当すると認めることはできない。

#### 3 以上のことから、本件申請において審査請求人がこども医療費受給者資格の非該当となることは明らかである。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実